

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和4年8月8日（月）午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所議会棟2階予算決算委員会室

農業委員24名

1番 谷口 憲治	2番 小佐井 亮祐	3番 西田 廣行
4番 上田 定信	5番 木村 憲正	6番 田中 敏郎
7番 林田 智博	8番 杉本 守	9番 田上 正富
10番 東 哲治	11番 牧野 正治	12番 網田 稔
13番 三原 勉	14番 木下 三智也	15番 赤木 英雄
16番 福原 幸一	17番 眞鍋 宣孝	18番 田上 泰則
19番 磯田 修一	20番 宮本 淳一	21番 堀 恭子
22番 西富 大二郎	23番 福嶋 德行	24番 徳永 芳也

欠席委員（上記24名中1名が欠席）

15番 赤木 英雄

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名中、23名の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会は成立しております。

それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

本日はご多用の中、農業委員会総会に出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、東北や北陸などでは、記録的な大雨で大変な被害が出ているようで心配されるところでございます。一方、こちら熊本では、連日猛暑が続いております。委員の皆様には、これまでどおりのコロナ対策に加え、熱中症にも十分注意していただきたいと思います。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農地利用集積計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、10番の東哲治委員と11番の牧野正治委員を、書記に事務局の古閑慎吾主任主事を指名いたします。よろしく願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から、第9号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願までの9件でございます。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請22件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番と2番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、経営拡張のための所有権移転に伴う申請です。申請地にはカボチャ、ナス等を作付される予定とのことです。

2番は、子へ贈与のための所有権移転に伴う申請です。申請地にはジャガイモ、タマネギ等を作付される予定とのことです。

以上2件、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとのことでございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長

ただいま1番、2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同

異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、3番。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、配偶者への贈与のための所有権移転に伴う申請です。申請地には、大豆を作付されるとのことです。

以上1件、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、4番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

4番から5番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人はミカン及び露地野菜を作付されている農地所有適格法人で、申請地にはミカンを作付される計画です。

5番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま4番から5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、6番。

8番 杉本守委員

8番委員、杉本です。

6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、第三者への贈与による所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、7番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

7番から8番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、子へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

8番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミョウガを栽培されている農地所有適格法人で、申請地にはミョウガを作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま7番から8番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、9番。

7番 林田智博委員

7番委員、林田です。

9番から11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲及び施設野菜を栽培されている農家で、申請地には水稲を作付けされる計画です。

10番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲及び施設野菜を栽培されている農家で、申請地には水稲及び露地野菜を作付けされる計画です。

11番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を栽培されている農家で、申請地には水稲を作付けされる計画です。

以上3件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま9番から11番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、12番。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

12番から13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番から13番は関連で、耕作の便宜上、交換による所有権移転

の申請です。12番の譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。13番の譲受人は水稻、麦を作付されており、許可後は水稻、麦を作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当だという協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま12番から13番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。次は、14番。

3番 西田廣行委員

3番委員、西田です。

14番から16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

15番は、所有権移転により後継者への権利移譲による申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

16番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

以上3件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま14番から16番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、17番。

19番 磯田修一委員

19番委員、磯田です。

17番から20番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番、18番は関連で、農地所有適格法人が経営拡張のため所有権を移転する申請です。当該法人は主にレタス、キャベツなど葉物野菜を生産、販売されており、そのほかジャガイモ、水稻なども栽培されております。今回の申請地につきましては、許可後、ジャガイモを作付される予定です。

19番と20番は所有権移転の申請で、隣接して所有する農地の一部をそれぞれ分筆され、お互いに作業の効率化を図るため交換されるものです。申請人は、いずれも水稻、施設野菜を栽培されており、交換後はともに水稻を作付される予定です。

以上4件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま17番から20番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、21番。

11番 牧野正治委員

11番委員、牧野です。

21番、22番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

21番、22番は関連で、新規就農のため賃借権を設定される申請であります。新規就農者ということで、借受人に地区委員会への出席をお願いしておりましたが、委員会前日になって出席できないとの連絡がありました。本来であれば、本人出席のもと聴き取り調査を行い協議することとしておりますが、今回の委員会でぜひとも協議をお願いしたいという本人からの要望と出席できなくなった理由を勘案した結果、今回は異例ではありますが、調査方法を電話での聴き取り調査

により対応することといたしました。調査結果といたしましては、許可後の営農計画に問題がないこと、及び新規就農者として今後意欲をもって農業に取り組まれることを確認いたしました。また、今回の申請につきましては、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当していないことも確認し、地区委員会といたしましては、何ら問題ないと協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま21番から22番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。第2号議案、事業計画変更承認申請1件でございます。地元委員のご報告にあたりましては、転用許可基準に照らし協議状況のご報告をお願いいたします。

1番、説明お願いいたします。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、令和3年7月に許可決定した農地法第5条の規定に基づく仮設事務所への一時転用許可について、一時転用期間を変更するための事業計画変更承認申請です。変更内容は、当初許可日から令和4年8月31日までの一時転用期間としていたものを、許可日から令和5年7月31日まで延長したいとして申請されたものです。変更理由について、転用目的は申請人が請け負う工事の終了までの仮設事務所ありますが、工事場所について一部が国有地であるとして国と県との協議が必要となったため、当初計画から工期が遅延したことによるものです。再度工期を検討され、一時転用期間を延長される計画です。今回の変更による転用事業者の変更はなく、また、土地利用計画についても変更はないため、資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。また、農用地区域内であるため、本計画変更について農業政策課に意見を聴取しております。

以上1件、先日の地区委員会において検討した結果、変更後においても事業の確実性が認められること、変更によって周辺の農地に影響を及ぼすことがないこと、また、変更後においても転用許可基準を満

たしているものと判断されることから、今回の事業計画変更については、何ら問題がないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり承認することに決定します。
　　続きまして、第3号議案、競売買受適格証明願、耕作目的、1件で
　　ございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条の許
　　可基準に基づき、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたしま
　　す。
　　それでは、1番、お願いします。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、熊本地方裁判所において競売に付される西区沖新町の農地
の入札参加に必要な競売買受適格証明願です。入札期間は、令和4年
9月20日から令和4年9月27日までとなっております。願出人は、
現在、水稻、露地野菜を栽培されている農地所有適格法人で、取得後
は水稻、露地野菜を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会において、農地法第3条の規定に照ら
し検討した結果、同条第2項の各号にいずれも該当しておらず、競売
買受適格者として証明することに何ら問題ないものと協議いたしまし
た。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり適格者であると決定いたしま
　　す。
　　なお、願出人が最高価格買受申出人となられた場合に、農業委員会

へ農地法第3条の許可申請書が提出されますが、その内容が競売買受適格証明書の交付時期と異なっていないと会長が認めたときは、許可書を交付してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、そのようにいたします。

続きまして、第4号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請6件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、農業用資材置場への転用許可申請です。農地区分は、市街化の傾向の著しい区域で、上下水道管2管の通った沿道の区域で、半径500㎡以内に教育施設、医療施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、総転用面積23㎡に農業用資材置場を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和4年9月3日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、2番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

2番から6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番から6番は、先月の総会で継続審議となった案件です。継続審議の理由としましては、申請地は農地改良届提出後、砂利の混じった泥で埋め立てられており、申請人たちがこれまで改善の指示に従っていなかった経緯から、信用性に疑義があると判断したためです。その後、申請地を改善したとの連絡がありました。これを踏まえ、再度地区委員会で現地確認したところ、申請地は耕うんされており、また、今後農地法を遵守するとの約束があったことにより、総会で審議することといたしました。

2番から4番は関連で、貸車両置場及び貸資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。申請人は、全て同地区内に居住しております。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、申請人各々が土地を整地の上、自動車販売・整備業を営む法人へまとめて貸し出され、転用面積2,040㎡に普通車両64台分の車両置場、パーツ置場、解体作業スペースとして使用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和4年10月20日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。これまで申請地を農地として適正に利用しなかったことについて、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

5番、6番は関連で、貸資材置場及び貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。申請人は、全て同地区内に居住しております。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、申請人各々が土地を整地の上、下水道工事業を営む法人へまとめて貸し出され、転用面積1,012㎡に山砂、砂利等の資材置場及びトラック等作業車両4台分の駐車場として使用される計画で、転用面積としては

適正なものとして判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和4年10月20日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。これまで申請地を農地として適正に利用しなかったことについて、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

以上5件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものとして判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま2番から6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第5号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請24件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会で協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

1番は、とび土木工事業を営む法人が駐車場として使用するための賃借権の設定による転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の広がりのない生産性の低い第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、代替地も検討されましたが、ほかに適地がなく、申請地を選定されたとのこと。土地利用計画は、転用面積537㎡に作業用車両3台分、普通車両6台分の従業員用及び社員用駐車場として使用するというので、転用面積としては妥当なものとして判断されます。工事期間は令和4年10月15日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。資力信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。なお、申

請地の一部を既に駐車場として使用されており、使用していたことに対し深く反省する旨の始末書が提出されております。

2番は、個人住宅を建設するための使用貸借権の設定による転用許可申請です。農地区分は、市街化の傾向が著しい区域内の農地で、上下水管の2種が埋設されている道路の沿道の区域にあって、申請地からおおむね500m以内に1つの医療施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積224㎡に個人住宅1棟を建設する計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和5年6月30日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ開発許可を事前審査中のことです。資力信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。なお、申請地を既に駐車場として使用されており、使用していたことに対し深く反省している旨の始末書が提出されております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま1番、2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして、3番。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

3番から4番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、製材機械等の販売、修理、加工工業を営む法人が駐車場として使用するための所有権移転の転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の広がりのない生産性の低い第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、代替地も検討されましたが、ほかに適地がなく申請地を選定されたとのことです。土地利用計画は、転用面積1,601㎡に普通車両36台分の

従業員用の駐車場として使用する計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和4年10月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。資力信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

4番は、不動産業を営む法人が所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の広がりのある農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当するものとして不許可の例外と判断しました。土地の選定に当たっては、代替地も検討されましたが、ほかに適地がなく申請地を選定されたとのこと。土地利用計画は、総転用面積1,535㎡に建築条件付売買予定地として6区画と新設道路等を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和6年8月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。資力信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地への営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課への事前審査中とのこと。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま3番、4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、5番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

5番から6番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

5番は、食品販売業を営む法人が賃借権設定による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺

で代替地の検討をされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、転用面積498㎡に駐車場18台分を設置される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和4年10月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

6番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広りのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、転用面積449㎡に木造2階建て1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和5年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上2件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま5番から6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、7番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

7番から8番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広りのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされ

ましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、転用面積204㎡に個人住宅木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和5年8月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

8番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、転用面積216㎡に個人住宅木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課から開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和5年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上2件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま7番、8番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、9番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

9番から11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いた

します。

9番は、親子間の使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、転用面積338.44㎡に個人住宅、木造平屋建て1棟を建設される計画で、転用面積としては適正なものとして判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのこと。工事計画は令和5年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに工事に着手されることを確認いたしております。

10番は、不動産等を営む法人が所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積2,263.77㎡のうち、転用面積2,211㎡に建売住宅、木造2階建て9棟の計画で、転用面積としては適正なものとして判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和6年8月30日までを予定されており、許可後は速やかに工事に着手されることを確認いたしております。

11番は、所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、転用面積642㎡に申請人が経営する医院の利用者用駐車場として普通車両15台分を整備される計画で、転用面積としては適正なものとして判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和4年8月30日までを予定されており、許可後、速やかに工事に着手されることを確認いたしております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一

般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま9番から11番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、12番。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

12番から14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番から14番は、関連です。宅地建物取引業を営む法人が、所有権移転により建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、おおむね10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で農地以外の土地も含めて代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、転用面積2,490㎡を6区画に分けて6棟の建売住宅として整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和5年8月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。

以上3件について、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま12番から14番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、15番。

23番 福嶋徳行委員

23番委員、福嶋です。

15番から24番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番は、太陽光発電事業等を営む法人が地上権を設定し、太陽光発電設備に転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地の検討もされましたが、ほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。土地利用計画は、申請地1,941㎡に太陽光パネル324枚、発電容量89.1kwを設置される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、事業内容、周囲の状況から周辺農地への影響もないものと思われます。工事は令和4年10月31日完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

16番は、中古車販売及び自動車修理業を営む個人が所有権を移転し、車両置場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で代替地を検討されましたが、ほかに適当な土地がなく申請地を選定されたものです。土地利用計画は、申請地103㎡と隣接する山林を合わせた総事業面積1,619㎡を14台分の車両置場及び通路、旋回スペースなどとして利用される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周囲の状況から周辺農地への影響もないものと思われます。工事は令和4年12月20日の完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

17番は、建築工事業などを営む法人が所有権を移転し、資材置場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定については、既存の資材置場と隣接していることから、申請地を取得して利用することが最も効率的であることから選定されたものです。土地利用計画は、申請地149㎡を既存の資材置場と一体的に利

用し、山砂、砕石などの建築用資材を置かれる計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画の問題はなく、周囲の状況から周辺農地への影響もないものと思われます。工事は令和4年12月31日完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

18番から23番は関連で、建築工事業などを営む法人が所有権を移転し、建設条件付売買予定地を転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置されることから不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地の選定にあたっては、周辺で代替地を検討されましたが、ほかに適当な土地がなく申請地を選定されたものです。土地利用計画は、申請地7筆、3,895.33㎡と農地以外の土地を合わせた、総事業面積4,391.84㎡に建設条件付売買予定地13区画のほか、道路、公園などを整備する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周辺農地への影響もないものと思われます。工事は令和6年12月31日の完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可につきましては、事前審査の回答済みで許可の見込みもあるものと判断いたします。

24番は、堰、水門の製造販売業などを営む法人が所有権を移転し、資材置場及び製品置場に転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されますが、今回の申請は既存施設の敷地を拡張するものであり、拡張する面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地選定にあたっては、代替地を検討されましたが、ほかに適当な土地がなく申請地を選定されたものです。土地利用計画は、申請地744㎡に扉体、ゲートなど、堰、水門関連の資材及び製品置場として利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周辺農地への影響もないものと思われます。工事は令和4年12月20日完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上10件、先日の地区委員会におきまして、現地調査を行い検討した結果、いずれも立地条件及び一般基準を満たしており、申請は適当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいま15番から24番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
なお、18番から23番までについては、総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議で意見を聴取することといたします。
続きまして、第6号議案、農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請1件でございます。それでは、調査委員会よりご報告をお願いいたします。

調査委員会委員

調査委員会、22番委員、西富です。

1番は、農地法第18条第1項の許可申請に伴う継続審議案件です。本案件につきましては、賃貸人、賃借人の双方に事実確認を確認しているところであり、継続審議といたします。以上、ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま調査委員より継続審議とのご報告がございましたが、何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、継続審議とすることに決定いたします。
続きまして、第7号議案及び第8号議案でございます。
この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 第7号議案及び第8号議案は関連ですので、併せてご説明をいたします。

まず、第7号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（5号）になります。

初めに、所有権移転ですが、明細18ページの1番から24ページの13番までの合計が13件で、公社からの売渡しが7件、公社による買取りが6件です。面積は、13件合わせまして、田の22,009㎡、畑の13,698㎡の合計が35,707㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細24ページの14番から

31ページの33番までの合計が20件で、契約期間別では、6年未満が12件、10年以上が8件で、面積は20件合わせまして、田の59,644㎡、畑の6,935㎡の合計が66,579㎡です。権利の種類は、賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、施設野菜、果樹、畑作物、露地野菜、大豆です。

次に、再設定分です。明細31ページの34番から40ページの38番までの合計が5件で、契約期間別では、6年未満が1件で、10年以上が4件、面積は5件合わせまして田の44,942㎡、畑の23,993㎡の合計が68,935㎡です。権利の種類は、賃借権と使用貸借権、利用内容は、水稲、果樹、花き、施設野菜、露地野菜です。

続きまして、第8号議案です。41ページの表をご覧ください。

こちらは、農地中間管理機構との賃借の新規設定分になります。明細42ページの1番から43ページの8番までで、契約期間別では6年未満のみの8件になっております。面積は田の10,063㎡、畑の4,824㎡の合計が14,887㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、畑作物を予定しております。

以上の案件につきましては、先の地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第7号議案及び第8号議案の説明につきましては以上です。

議長 　　ただいま事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会での詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第9号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願3件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は、対象農地2筆を願出人自らが引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

2番は、相続税と納税猶予継続のための証明願です。願出人は、対象農地9筆を願出人自らが引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

以上2件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題がないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま1番、2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。
続きまして、3番。

19番 磯田修一委員

19番委員、磯田です。

3番について、地区委員会での協議状況についてご報告いたします。

3番は、相続税納税猶予継続のための引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。対象農地につきましては、地元農業委員と推進委員が現地調査を行い、その結果を地区委員会で報告いただいておりますが、対象農地6筆については、引き続き願出人により農地として適正に耕作、管理されていることが確認されております。

そのようなことで、先日の地区委員会におきましては、証明書交付について何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

- 一 同 異議なし。
- 議長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
次に、次第5の報告事項です。事務局より説明お願いいたします。
- 事務局 議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。
1番から9番までの合計112件となっております。件数のみ報告します。
以上です。
- 議長 次に、次第6のその他です。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、その他ということで、私から全国農業新聞の普及についてお話をさせていただきます。資料は、1枚ものの紙で第3号議案と書いてある資料になります。こちらをご覧ください。
第3号議案ということで、上に情報提供活動の一層の強化に関する申合せ決議(案)ということで、こちらは5月31日に福原会長も出席をされました全国の農業委員会の会長大会で決議をされたものになります。その中の1つに、農業新聞の普及についてということで決議がされております。真ん中のところの記の下の四角囲みのところになります。読み上げます。
「全国農業新聞の農業委員数と農地利用最適化推進委員数の5倍以上の購読部数達成に向け、農業委員、農地利用最適化推進委員1人毎年1部以上の新規購読者申込み確保の取組を強化しよう」ということで決議がなされております。また、全国農業会議所と県の農業会議からも、別途このことについて依頼がされているところでございます。
この決議や依頼を踏まえまして、先ほどの役員会のほうで熊本市の農業委員会としての取組を検討していただきましたところ、今年度熊本市として、委員さん1人当たり新規購読者3部を目標に取り組むということで決定をしていただいたところです。申込書などの書類やタオルとか記念品も県の農業会議のほうで準備をされておりますので、そちらのほうについては、次回の地区委員会でお渡しができるように準備をしたいと考えております。
また、地区ごとの購読者の一覧等をお知らせできるようにこちらでも検討をしますので、委員さんにおかれましては、購読の申込者の確保ということで大変かと思いますが、取組のほうよろしくお願

いたします。
以上になります。

議長 ただいま事務局より説明がありましたけれども、現在、熊本市は全国農業新聞が409部だそうです。数年前までは1,200ぐらいあったというような指摘がありまして、だいたい熊本市としては減っていますよということで、今皆さんに、農業委員さん、推進委員さん72名おられますけれども、3部以上ということで推進方、大変であると思いますけれども、よろしく推進のほうお願いいたします。
ほかに何か質問ありませんでしょうか。

一同 (発言する者なし)

議長 ないようですので、それでは、以上で全ての案件が滞りなく終了いたしました。なお、本総会において議決されました案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。
よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 ありがとうございました。
これにて閉会いたします。

閉会 午後4時10分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和4年8月8日

議 長 福原 幸一

署名委員 東 哲治

署名委員 牧野 正治

書 記 古閑 慎吾